事　務　連　絡
令和５年８月８日

関係者各位

七飯町上下水道課

汚水桝の新設工事について

日頃より下水道事業に対し、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

排水設備工事を行うにあたり対象地に汚水桝がない場合､汚水桝を新設する必要があります。対象地の面積や受益者負担金の賦課状況など一定の要件を満たしている場合、公費での設置が可能となります。

しかし、冬期における汚水桝設置は、施工箇所が狭隘な箇所が多く、積雪による道路維持管理作業の支障となることや、路盤凍結や管路埋戻し箇所の凍結融解による地盤沈下、設置した汚水桝の凍結融解によるズレなど発生しやすく、排水設備使用者や周辺住民の方のご迷惑になる可能性があるため、冬期の公費による汚水桝設置を行わないこととしました。

申請者の意向により冬期に汚水桝設置する場合は、申請者の費用負担による汚水桝の設置は可能ですが、設置後の不具合が発生した場合の補修等が発生する場合もありますので、ご留意の上、汚水桝設置申請を行うようお願いいたします。

ご不便お掛けしますが、下記の留意事項を遵守して頂き、地域の安心安全の確保にご協力の程お願いいたします。

（留意事項）

・公費による汚水桝設置を希望する排水設備等確認申請書の受付は、冬季間の施工（１２月～翌３月まで）を行わないことから、毎年４月１日～１１月１日（内、開庁日に限る）となります。

・受付日までに多数の汚水桝設置希望があった場合、受付順に公費の対象となり、公費による汚水桝設置予算の上限を超える申請については、年度内の公費による汚水桝設置はできません。

・冬期の申請者負担による汚水桝設置する場合の排水設備等確認申請書は受け付けておりますが、冬期の設置における不具合が発生した場合に補修等についてご対応願います。

・〝不動産調査等による公費での汚水桝設置可能箇所〞はあくまでも『調査対象地が公費による設置が可能な箇所』であり､『公費による汚水桝設置を確約した箇所』ではありません。また、情報が古い場合がありますので最新の情報を確認するようお願いします。